水土里ネット牧之原 牧之原だより

第　38　号
平成24年8月1日
発　行
牧之原畑地総合整備土地改良区

〒427-0047
島田市中溝町１７２６－４
☎　〈0547〉36-8000㈹
ＦＡＸ〈0547〉36-0830
ＨＰ　http://midorinet-makinohara.com

乗用型摘採機によるお茶摘み（牧之原台地）

もくじ

・理事長あいさつ/静岡県志太榛原農林事務所長あいさつ …… 2
・平成23年度通常総代会報告/理事長表彰 …… 3
・平成22年度決算・平成24年度予算…… 4
・平成24年度県営事業について/茶イルドスクール …… 5
・国営造成土地改良施設整備事業(特別監視制度)について…… 6
・農地転用・組合員資格得喪通知書・賦課金について…… 7
・畑かん施設の補修整備補助事業の紹介…… 8
・施設紹介シリーズ第５弾『幹・支線水路（送水管)』…… 8

☎ 電話番号

代　表（夜間休日緊急時連絡先）
：０５４７－３６－８０００
局　　長：０５４７－３２－９９０１
参　　事：０５４７－３２－９９０２
総 務 課：０５４７－３２－９９０３
業 務 課：０５４７－３２－９９０４
管 理 課：０５４７－３２－９９０５
ＦＡＸ：０５４７－３６－０８３０

ホームページ

農地転用通知書・組合員資格得喪通知書・役員交替届などの様式がダウンロードできます。
その他に、各地区のファームポンドの概要が確認できたりします。
ぜひ一度ご覧ください。

水土里ネット牧之原　検索

http://midorinet-makinohara.com

理事長あいさつ

牧之原畑地総合整備土地改良区
理事長(島田市長)　桜井勝郎

組合員の皆様、並びに国、県、関係市各位には、日頃より本事業の推進、及び土地改良区の運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年産一番茶は、生産量が前年に比べ上廻ったものの残念ながら相場は下げ止まり感のない安値基調で推移をしました。これは、当初の低温による生育の遅れや５月連休以降の供給増によるものが大きな要因と云われています。なお、心配をしておりました「放射性物質」や「風評被害」の影響は、関係者・関係機関の徹底した事前の検査と安全・安心の広報活動のご努力により、大きな弊害とならなかったことは、何よりだったかと思います。

本年11月に掛川市で開催されます「全国茶まつり」が一つのキッカケとなり、また本来の茶業に甦ることを強く願うものです。

あの東日本大震災から１年半になろうとしています。２万人近くもの尊い命が奪われ、今なお窮屈な避難生活を余儀なくされている人達が数多くいます。壊れたインフラをいち早く復旧・復興するために義援金を募り支援することは、当然必要なことです。ただ、被災地に何度も足を運び被災した現地に大きく立ちはだかる「がれきの山」を目のあたりにしますと、「それだけでいいのか？」と思いに駆られるのも事実です。その量たるや全国年間の一般廃棄物総量の２分の１にも相当すると云われていますが、その処理にはソフト面、ハード面にわたり、市民及び関係者皆様の深いご理解とご支援がないと叶わないことも事実です。

さて、本年度の国･県営事業関係ですが、まず２年目となります「国営造成土地改良施設整備事業」は、メインの一つであります水管理制御設備の改修工事に着手します。地域の安全・安心を担う「用水」として、確実な工事の進捗を望むものです。

また、県営畑総事業は、継続４地区のうち、３地区は本年度をもって事業完了となる運びとなっています。これまでの関係皆様のご尽力に対し厚く感謝申し上げる次第です。

最後に、関係の皆様には、引き続き今後とも牧之原地区の茶業をはじめとする農作物安定生産のために更なるご支援とご協力をお願い申し上げ、ご挨拶と致します。

県志太榛原農林事務所長あいさつ

静岡県志太榛原農林事務所
所　長　湯川俊彦

日頃から、組合員並びに関係の皆様方には、農業農村整備事業並びに県営牧之原畑総事業の推進に、ご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年度、国営造成土地改良施設整備事業「牧之原地区」が採択され、老朽化した施設が順次整備されることとなりました。この事業により、5,000ha余にのぼる畑総受益地にこれまでどおり農業用水の安定供給がされるとともに、緊急時の非常用水としても期待されています。また、県営施設も経年劣化が進行し、今後、機能診断等を行い計画的かつ効率的な更新整備を進めることで、用水の安定供給に寄与したいと考えています。

当事務所では、現在牧之原勝間田地区、鬼女新田地区、切山地区、坂部地区の畑総（担い手支援型）４地区を施工中であります。また、昨年度までに区画整理が終了した勝間田地区、上庄内原工区及び、坂部地区、ナルコ原工区については、本年度中に換地・登記業務が実施されます。25年度には残る牧之原坂部地区の整備を実施し、畑総事業がすべて完成する予定であります。

しかし、近年の茶業を取り巻く情勢は、一昨年の遅霜、昨年の放射性物質による風評被害、茶価の低迷などにより厳しさを増しています。このため、県では、地域の発展・活性化・振興を図ることを目的とした「食の都づくり」を支える新たな基盤整備を推進してまいります。

ここ牧之原台地は、世界に誇れる大茶産地があり、美しい景観を併せ持った地域の資源でもあります。この大茶園を更なる「強さ」･「美しさ」を兼ね備えた茶産地として確立させるべく、担い手への集積と乗用型管理機に対応した基盤整備による強い経営体の育成、美しい茶園景観の維持、空港や新東名等の交通ネットワークを活用した茶関連産業の振興など、意欲ある担い手が育つ環境の整備を推進したいと考えています。

当事務所としましては、牧之原地域の茶業を主体に、将来にわたって持続可能な農業をめざし、今後とも関係市や土地改良区、当地域の皆様方と一丸となって対処してまいりたいと考えていますので、更なるご支援とご協力をお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。

平成23年度　通常総代会　報告

～全議案とも原案どおり可決～

平成23年度通常総代会が、平成24年３月23日、島田市金谷夢づくり会館において開催されました。

通常総代会は、午前９時30分に伊藤壽一副理事長の開会挨拶に始まり、桜井勝郎理事長の挨拶の後、理事長表彰を行い、当日ご臨席いただいたご来賓の方々から祝辞が述べられ、議事へと入りました。

議事は、議長に菊川市の堀和弘総代が選出され、承認議案の平成22年度決算及び平成23年度補正予算関係、議決議案の平成24年度予算関係など、全26件が上程され、全議案いずれも原案どおり承認、可決決定され、大関住男副理事長の閉会挨拶により、通常総代会は滞りなく終了しました。

平成23年度　土地改良区理事長表彰

平成23年度通常総代会において、土地改良区表彰規程に基づき、対象となる個人、組合に対して、その功績を称える理事長表彰が行われました。

役員・総代表彰　22名　（敬称略・順不同）

10年以上役員又は総代として在職し、業務運営に貢献された役員・総代

【役員】

・桜井勝郎（島田市）　・伊藤壽一（菊川市）　・鈴木利政（島田市）　・河原﨑静夫（御前崎市）
・増田信男（御前崎市）　・曽根松男（御前崎市）

【総代】

・岩倉惠正（島田市）　・塚本実夫（島田市）　・松本　彪（島田市）　・宮村壮五（島田市）
・岩堀健二（島田市）　・進士晴弘（島田市）　・杉山芳彦（島田市）　・鈴木清壽（島田市）
・小塚正治（牧之原市）　・中嶋拓雄（牧之原市）　・松浦孝雄（掛川市）　・渡辺義鋪（掛川市）
・落合修治（菊川市）　・三ツ井春彦（菊川市）　・村田征司（菊川市）　・鈴木吾朗（菊川市）

組合表彰　16組合　（順不同）

15年以上水利施設の適切な維持管理に努め、その運営が他の模範となる組合

・大久保原畑地用水組合（榛原地区）
・片浜原畑地用水組合（相良地区）
・梅沢畑地用水組合（相良地区）
・白井下原畑地用組合（相良地区）
・遠渡畑地用水組合（相良地区）
・荒川畑地用水組合（相良地区）
・勝間畑地用水組合（榛原地区）
・柄沢原北畑地用水組合（相良地区）
・菅山原畑地用水組合（相良地区）
・白井富士美畑地用水組合（相良地区）
・丸尾原畑地用水組合（相良地区）
・吉沢第一畑地用水組合（菊川地区）
・和田畑地用水組合（菊川地区）
・小笠７ブロック畑地用水組合（小笠地区）
・浜岡17-3畑地用水組合（浜岡地区）
・白羽畑地用水組合（御前崎地区）

表彰された組合の代表の方々

職員表彰　１名

職員として25年以上勤続し、その勤務成績が他の模範となる職員

・総務課　岡本充弘

平成22年度　一　般　会　計　【決　算】

収入

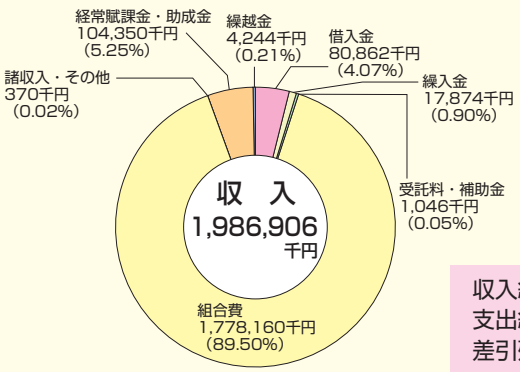

収入総額　1,986,906千円
支出総額　1,981,965千円
差引残額　4,941千円
（次年度へ繰越）

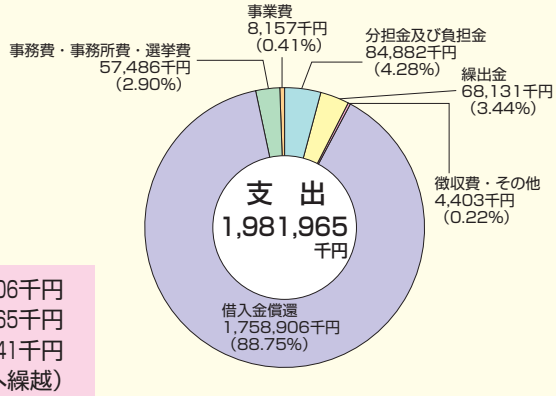

支出

平成22年度　管理費特別会計　【決　算】

収入

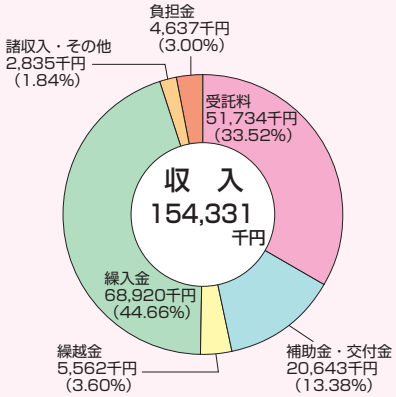

収入総額　154,331千円
支出総額　152,538千円
差引残額　1,793千円
（次年度へ繰越）

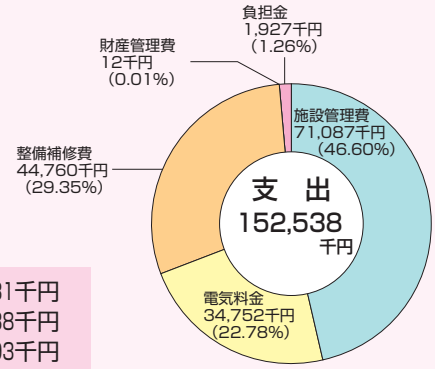

支出

平成24年度　一　般　会　計　【予　算】

収入

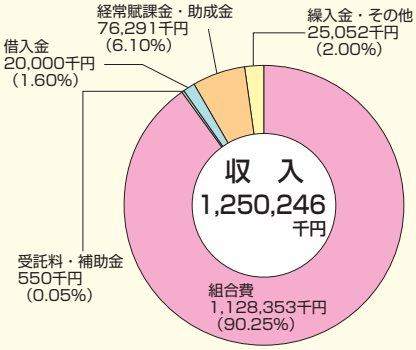

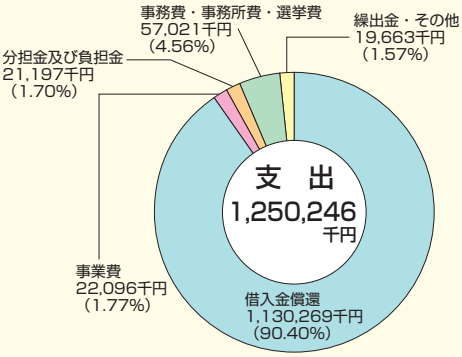

支出

平成24年度　管理費特別会計　【予　算】

収入

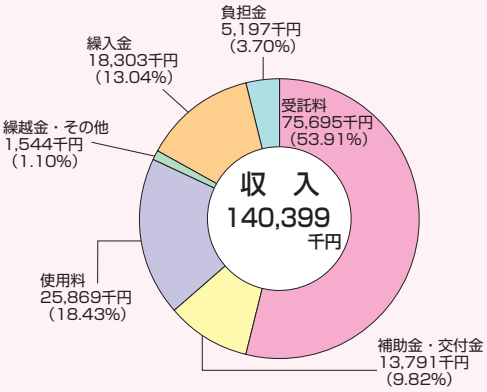

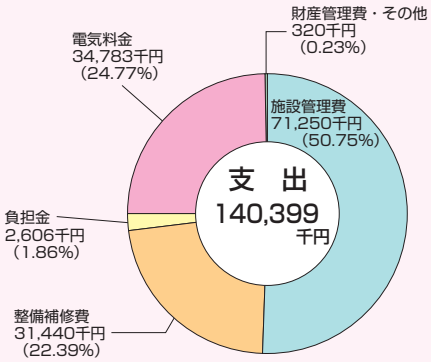

支出

平成24年度事業の執行状況
～県営畑総事業～

現　状

本地区は国営牧之原農業水利事業（昭和49年～平成９年受益面積5,145ha）の附帯県営事業として、昭和48年から牧之原台地を中心とする５市（掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、御前崎市）の茶園5,045.5ha（国営東山口地区99.5haを除く）を対象に、畑地かんがい、農道、農地造成などの生産基盤を整備し、生産性の向上を図ることにより担い手を育成・支援し、全国屈指の茶産地の形成に寄与してきました。平成20年度で牧之原地区全域において畑地かんがい用水の利用が可能（第１ステージ(ファームポンドまで)整備率100％）となり、農業経営の合理化による担い手育成など初期の目的が達成されたことから、**担い手育成型**の事業は全て完了しています。平成17年度から畑かん第２、第３ステージ、区画整理（３地区）を整備内容とする**担い手支援型**が始まり現在４地区が継続中です（完了済３地区）。平成24年度は、区画整理が完了した、牧之原勝間田地区上庄内原工区、牧之原坂部地区ナルコ原工区の換地登記、牧之原坂部地区の第２ステージ、牧之原鬼女新田地区の第３ステージの整備を行う他、舗装復旧等の完了整備を２地区で実施します。

畑地かんがい効果発生面積（平成24年４月現在）

ステージ区分	計画事業量(A)	平成23年度迄(B)	進捗率(B/A)	整備率(B/受益面積)
畑かん受益面積	5,045.5ha	－	－	－
第１ステージ	5,045.5ha	5,045.5ha	100.0%	100.0%
第２ステージ	3,039.9ha	2,960.1ha	97.4%	58.7%
第３ステージ	653.5ha	640.6ha	98.0%	12.7%

畑総牧之原地区年度別予算執行計画（予定）

（単位：百万円）

区分	総事業費	～平成23年度	進捗率	平成24年度	平成25年度
Ⅰ期	88,133	88,133	100.0%	－	－
Ⅱ期	3,179	3,071	96.6%	88	20
合計	91,312	91,204	99.9%	88	20

畑地基盤整備の実施状況（平成24年４月現在）

工　種	計画事業量	平成23年度迄	進捗率	実施地区
農　道	282,868m	282,868m	100.0%	
排水路	214,792m	214,792m	100.0%	
区画整理	58.5ha	58.5ha	100.0%	勝間田、坂部(H23年度完成)
農地造成	129.2ha	129.2ha	100.0%	
農地保全	12.6ha	12.6ha	100.0%	

推進方針

今後は、茶生産における一層の省力化や高品質化を図るために、第２（給水栓）・第３ステージ（スプリンクラー）の整備や担い手を中心とした小規模区画整理をはじめ、新たな地元ニーズに対応した機動的できめ細やかな基盤整備を畑総担い手支援型のⅡ期事業や戦略的畑地農業整備事業、県単事業等により推進していきます。

『茶（チャ）イルドスクール』

茶イルドスクールは、静岡県志太榛原農林事務所を中心に、関係市の皆さんと協力して行っています。管内５市（島田市・掛川市・牧之原市・菊川市・御前崎市）の小学校を対象に、「お茶を将来にわたり守っていく心を育むこと」や、「牧之原農業用水の事業をはじめ、用水に必要な土地改良施設の役割を少しでも理解してもらうこと」を目的としています。

お茶クイズ

牧之原農業用水の役割などパネルを使って説明。また、お茶の歴史をおりまぜたクイズ、学校近くにスプリンクラーや給水栓の土地改良施設が設置されているところは、現地での施設見学や散水体験も行い、子供達に直接農業用水に触れてもらうこともできます。

施設見学（給水栓）

～出前授業ではこんなことを～
- ☆牧之原農業用水の事業や施設のピーアール
- ☆お茶のクイズ
- ☆給水栓・スプリンクラーの施設見学（学校の近隣施設のみ）

平成23年度は13の小学校（492名）で行われました。

⇒詳しい授業の内容は水土里ネット牧之原のホームページをご覧ください。m(_ _)m

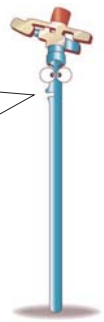

国営造成土地改良施設整備事業
～特別監視制度「牧之原地区」～

▶平成24年度 事業予算と工事状況

☆事 業 費：３億７千万円
☆事業内容
　○主要工事　・水管理制御設備改修工事
　　・３・４・６号調整水槽ディスクバルブ改修工事
　　・１～６号調整水槽の防食工事
　　・水管理制御施設局舎改修工事(11箇所)

牧之原揚水機場

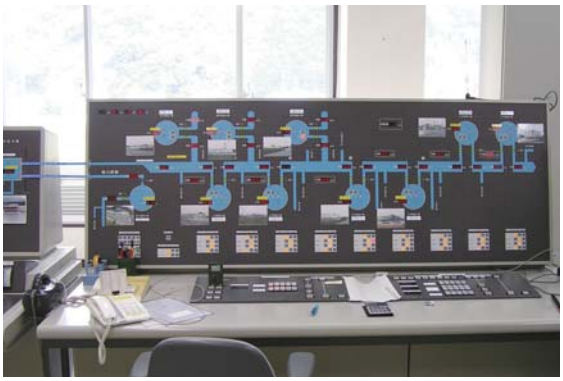
現　水管理操作卓

新　水管理操作卓イメージ

○「まきのはらお茶街道」構想の推進

お知らせ
牧之原大茶園と水の出会い
・パネル等による農業水利施設の役割などの紹介
・牧之原の歴史や生き物紹介と触合い
とき：平成24年７月９日～９月９日
会場：島田市お茶の郷博物館
（住所：島田市金谷富士見町3053-2）

これは、平成24年度「まきのはらお茶街道」構想推進事業の一環として開催しています。

展示会場の様子

▶平成25年度 事業予算と工事執行計画

☆事業内容
　○主要工事（概算要求）　・牧之原揚水機場電気設備改修工事
　　・調整水槽ディスクバルブ設備改修工事
　○「まきのはらお茶街道」構想の推進

改修する揚水機場電気設備

改修の補助継続電器盤

改修のディスクバルブ

農地転用や組合員資格の変更などは改良区へ手続き！
＝必要な書類は改良区ホームページからダウンロードできます＝

農地を転用する場合は土地改良区に届出を　～宅地等や公共事業による買収等～

☆牧之原畑総事業の受益地を農地以外（宅地など）に転用する場合

農振農用地区域の除外認可を受けた上で、**土地改良区の農地転用手続きが必要です。**
この転用手続きを行わないと、農地法の許可になりません。

☆公共事業によって受益地が転用される場合

事例として、国・県・市道の新設・拡張や公共施設の建設等に受益地を農地転用する事がありますが、この場合、**土地改良区の転用手続きが必要となります。**
組合員の皆様には、公共機関から用地買収等の話があった際は、土地改良区と協議をするようお伝えください。
◎受益地の転用をされる場合は、土地改良区・業務課までご相談ください。

農地転用の手続きに必要な書類

☑農地転用通知書
☑確約書
☑畑かん施工工区の転用に係る確約書

必要な書類は土地改良区ホームページからダウンロードすることができます。

農地転用決済金とは

農地転用は受益農地の減少となります。転用にかかる償還金や維持管理費を残された農地で負担することになり、過重負担となってしまいます。この過重負担をなくすため、農地転用決済金の納入をお願いし、それぞれの経費に充当しています。是非ご理解、ご協力をお願いいたします。

単価内容

水源施設建設事業・国営事業・県営事業・維持管理費・各事業の地元負担額を対象としております。

農地転用決済金は譲渡費用と認められます

土地を売却された際に土地改良区へ支払われた決済金は、**一定の要件を満たす場合は譲渡費用として認められます。**

税務署で手続きをすれば、所得税が減額される場合があります。詳しくは、税務署の資産課税（担当）部門にお尋ねください。

組合員資格得喪通知書の提出について

組合員は、組合員資格に変更が生じた場合、土地改良法第43条の規定に基づき、「組合員資格得喪通知書」を速やかに土地改良区へ提出することになっています。

土地改良区では、その通知書により、土地改良区が所有する土地原簿を修正していることから、この手続きをされませんと、賦課金などが変更前の組合員に賦課されたり、経営移譲年金受給の際に確認書類の証明ができなくなります。

資格得喪通知書の提出が必要な場合とは

◎経営移譲年金を受給するとき
◎農地の売買、贈与、交換など所有権を移転したとき
◎農地を農地以外に変更するとき（農地転用）

なお、通知書は土地改良区に用意してありますが、土地改良区ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

特別賦課金について

●賦課金の納入のお願い●

特別賦課金は、**９月末日に口座より引き落とし**させていただきます。

口座引き落としがされなかった場合には、振込による方法となり、振込手数料が掛かることとなりますのでご注意ください。

●繰上償還するには●

毎年９月初旬に、特別賦課金（工事負担金）を賦課させていただいていますが、組合などの希望により繰上償還を行うことができます。

なお、一部繰上償還ができない場合がありますので、ご希望の方は必ず土地改良区・業務課に問い合わせの上、土地改良区へ申込書の提出をお願いします。

当該年度の**申込締切は毎年６月末日まで**となっています。

畑かん施設の補修整備補助事業の紹介

現在、用水組合で管理されているファームポンド以降の施設については、設置後長い年月が経過している工区では、施設機器類の経年劣化による補修整備が必要となってきています。

そこで、土地改良区では、補修整備に係る組合負担を軽減するため次の補助事業を、紹介しています。

詳しいことは土地改良区管理課へお問い合わせか、各用水組合長様宛へ配布しました冊子に掲載してありますので参考にしてください。

県単独農業農村整備事業

- 土地改良事業で造成された機械設備の修繕。
- 受益面積５ha以上で、整備補修費が50万円以上200万円未満の小規模な補修を行う場合。
- 補助率：県が１/３負担
  ※残り２/３が組合負担となります。

〈実施例〉
御前崎３工区
～流入管取替工事～

◀施工前

◀施工後▶

土地改良施設維持管理適正化事業

- 団体営規模以上の土地改良事業により造成された施設の整備補修。
- 加圧機場に設置されている、ポンプ、電動機、電気設備等の整備補修費で200万円以上掛かる場合。
- 補助率：国が30%、県が30%負担します。
  ※残り40%が組合負担となり５年間の返済となります。
- 定期点検を実施していることが必要条件となります。

〈実施例〉
ポンプ設備の
オーバーホール及び補修

電気設備の精密整備
及び補修

牧之原農業用水施設の紹介　シリーズ第５弾
『幹・支線水路（送水管）』

牧之原農業用水施設の紹介シリーズ第５弾は、『幹・支線水路(送水管)』です。

幹・支線水路とは、牧之原台地上に揚水された大井川の水を、下流のファームポンド（貯水槽）まで送るための送水管のことを言います。 牧之原農業用水の送水管は、水田に水を送るオープン水路とは違い道路下に埋められているため、見えません。国や県の事業で施工された送水管は、県道や市道はもちろん、なんと国道の下にも埋設されています。東名相良牧之原インターの付近では、東名高速道路の下も横断しているんですよ！

送水管は太いものでは口径が1,350㎜もあり、小学生の低学年の子供なら立ったまま歩けます！管は下流に進むほど細くなっていき、畑で使用される水が貯えられるファームポンドの手前では、200㎜～100㎜程度の口径となります。驚くことはその総延長です！国と県で施工された幹･支線水路の総延長は、約240㎞にもなります。東名高速道路で例えると東京IC～浜松西ICを繋ぐことができるほどです。

その送水管は、牧之原台地上に樹枝状に張り巡らされており、全路線、台地の勾配を利用した方式で送水を行っています。

送水管は古いものでは施工後25年を経過していますが、牧之原農業用水を今もなお安全にファームポンドまで送り届ける幹・支線水路は、目には見えない所で地道に頑張る、言わば『縁の下の力持ち』と言ったところでしょうか⁉